



No. 68

2025年 夏号Ⅱ



編集・発行 埼玉自治体問題研究所

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (県職気付)

TEL&FAX 048-822-9272 info@saitama-jitiken.com



蕨市は市域面積が狭く、財政も決して豊かとはいえない。しかし、市立病院があり、前身の国民健康保険直営町立病院時代を経て1970年から56年間にわたって現在の建物で、蕨市及び周辺自治体住民の命・健康を守る命綱となってきた。

今般、「蕨市立病院整備基本構想・基本計画」(以下、病院計画)を策定し、現在地から約500m離れた地に新築・移転する計画を決定した。

病院計画では、建物の老朽化対応と医療サービスの高度化を図る目的を掲げ、①急性期医療の継続、市内唯一の救急指定病院の機能維持、②地域医療連携の充実、③地域包括ケア病床を確保、④周産期医療、小児医療の提供、⑤市民の健康の維持増進への対応、⑥紹介状不用の身近な医療、待ち時間対策等の外来診療環境の充実、⑦入院環境の改善・向上、⑧働きやすい職場環境などを掲げている。

国の医療構想は11万病床削減、統廃合で二次医療圏の広域化である。厚労省から公立病院の統・廃合検証の424病院に名指しされた(19年9月)もとで、妥協しない覚悟のいる決定と言える。

もっとも、国策とは逆に、先の感染症流行は医療提供体制の拡大を求め、地域の実情や住民の声も公立病院の拡充を求めている。

医師・看護師等の確保策、財政支援を国に求める、蕨・川口・戸田(二次医療圏)及びさいたま市南部住民の後押しが地域医療を守る力ギになると思われる。

過去に、飯能市や志木市の市立病院が閉院・民間移譲された経緯からも、国が求める経営強化・合理化ではなく、安心して住み続けられる持続可能な地域社会のために今後の動向が注目される。

病院計画の規模は、人口密集地だけに敷地は2割減少する。しかし、延床面積

(2面に続く)

2025年夏号Ⅱ(68号)の紹介

- 総会記念シンポジウム(概要)第2部 2
- 報告① 所沢市…社会教育は首長からの独立の堅持を 変化活かし、学習権保障の条例修正へ 3
- 報告② 滑川町…ごみのたい肥化で食・農循環の町へ 広域化の弱点学び未来型ごみ行政へ 4
- 報告③ 杉戸町…デマンドへ動かない町政に“王手” 議会質問、署名、学習で多数派に 5
- 水道料金値上げ議論の前に「施設投資」の検証を 6
- 『住民と自治』7月号で交流……地下水“ガバナンス”の概念に共鳴 8

は若干上回り、配置の効率化によって130病床確保を予定している。

診療科目は現状を基本とし、内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科を基本に、皮膚科、呼吸器内科、消化器内科、糖尿病科、泌尿器科、乳腺外科を曜日で開設する。なかでも収益性が低いとされ、市内唯一となる産婦人科があるのは市民にとって文字通り命綱だろう。

事業日程は25年度と26年度で基本設計・実施設計を行い、27年度着工、29年度開院を予定している。手法は様々あるがPFI方式の適用は行わない予定にある。

事業費は、医療機器、医療情報システム費、什器・備品等を含まずに、設計及び監理費だけで約3・8億円、同じく建設工事費63・4

億円を予定しているが、建設資材の高騰や技術者不足が工事費の不安要素になる。財源確保は、基本的に公営企業債を借入して30年程度の返済が考えられている。

また、市の一般会計からの繰入れについては、総務省の基準で建設費の半分は可能とされ、その分については地方交付税の対象にもなるとされている。

なお、現在の病院医業会計では3〜5億円程度の財源不足が生じており、その

分は2億5千万円が一般会計から繰入れされている。したがって、公立病院として決して十分な財政状況にはない。

ただし、市長も「公立病院は不採算部門も担う使命がある」と説明しており、問題の本質は公立病院への財政支援を怠っている政府にあるというのが筋だろう。

社会保障をよくする会の会員は、病院移転には周辺環境への配慮にはじまり、院内コンビニ、カフェ設置まで様々な要望があるが、市民目線から、参加して声を上げていくことが蔽の未来に大切と語ってくれた。

第50回定期総会記念シンポジウム

報告2

6月1日開催の標記シンポジウムの報告を前号に続いてお届けします。

今回掲載の3方は、住民の学習権と民主主義、ゴミと環

境課題の打開策、交通権確立の実践を語られました。

各テーマに関心をお持ちの会員、読者の皆さんには大変お待たせをしましたが、熱く

語っていただいた要点をお伝えします。

研究やとりくみに繋いでいただき交流の輪をさらに広げましょう。

事務局からお願い

メールアドレスの再整備にご協力を！

info@saitama-jitiken.com まで

空メールを送ってください！

8月には「オンライン学習会」、11月には「世田谷の行政視察」などを準備しています。これらの通知や学習・研究・運動のお役立ち情報を迅速にお伝えするため、「会員メールアドレスの再整備」を行います。

機会あるごとに会員間の情報交流を充実させるためにも研究所アドレスに「空（から）メール」を送ってください。

総会等で送っていただいた手書きのアドレスは「判読困難？」な場合が多く、また入力にも手間がかかるため、空メールからのコピーによってアドレス帳を再整備します。



社会教育は首長からの独立の堅持を 変化活かし、学習権保障の条例修正へ



親睦などの地域の課題
に対応する施設です。
この相違を無視して、
昨年9月議会で公民館
の所管を市長権限に移してし
まう条例改悪が行われました。
私たちは、公民館はまちづ
くりセンターより多くの機能
を有しており、逆の関係にな
る移管自体に反対しました。

多くの自治体で公民館事務
と市長部局事務を相互に「補
助執行」と言う手法で同一人
が両方から辞令をうけて職を
兼務する実態にあります。

所沢市でも「公民館長」と
「まちづくりセンター長」は
同一人が兼ねていました。

これを2019年の第9次
地方分権一括法は、条例の定
めで公民館事務を市長部局に
移管してしまうことを可能と
させてしまいました。

公民館は市民の学習権を保
障する施設であり、人格形成
等が課題で、首長による事業
の統制や政治的影響力からの
独立が必要です。まちづくり
センターは住民票や諸証明発
行や地域情報の収集・提供・

■運営審も条例修正要求

このことから、今年1月に、
教育委員会は「まちづくりセ
ンター条例施行規則(案)」
に問題がある旨の意見書を提
出しました。ただ、市は3月
に同規則を施行してしまった

ことから、今度は5月に、公
民館運営審議会で条例自体を
審議会に諮問するように提案
が出ています。

具体的には、公民館に社会
教育主事の配置や職員研修の
明記など、質や公正の担保と
「特定公民館」の文言を条例
で定めることなどです。

■市民の自由、民主主義 逆行には厳しく対応

条例にはさらに重大な欠陥
があります。「政治活動又は
宗教的活動に使用するおそれ
があるとき」など、市長に使
用制限権を与えていることで
す。しかし、社会教育法第23
条は「公民館は」を主語にし
て、「営利目的事業」や「特
定の政党の利害に関する事業
や特定候補の支持」を制限は
していますが、条例は「利用
者」を制限する内容になって
います。文科省も、わざわざ
利用者を制限するものではな
いとの通知を出しています。

また、「おそれがあるとき」
では、市長が判断したら「ま
ちづくりセンター」の利用を
恣意的に制限できることになっ
てしまいます。

■変化を活かした市政へ

最後に、私たちは小野塚・
現市長を応援する立場で選挙
に臨みました。

就任後直ちに給食費の無償
化を国に先駆けて実施しまし
た。また、最近起きた米軍通
信基地内での火災事故では中
学生が避難する事態もあり、
私の議会質問には、「厳しく
対応し、管理ができないなら
返還するように申入れた」と
と答弁しています。他にも現
業職員の補充や、放射性物資
の再生利用では住民合意を前
提にしますと答弁しています。
これまでの市政とは異なる
流れが作られています。この
変化を活かしながら公民館問
題にも向き合っていきたいと
考えています。

ごみのたい肥化で食・農循環の町へ 広域化の弱点学び未来型ごみ行政へ



報告者
阿部弘明
さん

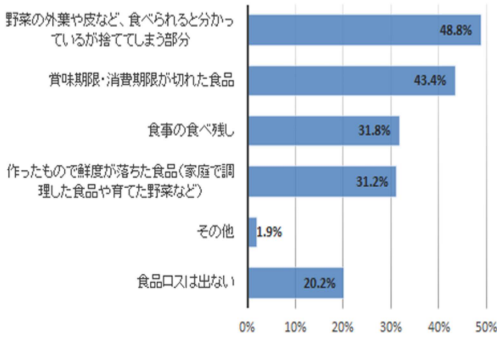
よる処理が計画されて
いました。

ところが9市町村の
協議が折り合わず計画

滑川町のごみの処理は周辺
3町1村※を加えた「小川地
区衛生組合」が担ってきまし
たが、老朽化で新たな施設の
整備が必要になりました。

そこで2市2町※を加えた
9自治体による「中部資源循
環組合」を結成して広域化に

● 食品ロスの発生状況 (R元年:埼玉県)



は頓挫。2022年4月から
当町ではオリックス資源循環
(株)に10年間の予定で民間委託
しています。ごみの処理施設
の整備には計画から稼働まで
10年は必要とされており、す
でに残すところ7年となり、
町の今後のごみ行政の重大な
選択時期にきています。

■ 広域9団体計画の教訓

結局、広域化を図った「中
部資源循環組合」の試みは、
5億6790万円(滑川分は
3800万円)の負担を背負っ
て解散しましたが、その検証
をしてみると、①建設予定地
の住民合意問題、②広域化自
体の欠陥、③建設に伴う付帯

施設の費用負担のあり方、な
どの議論が不十分であったと
思います。

何より広域化のスケールメ
リットばかりが強調され、関
係各自自治体が依存しあうだけ
で責任を負わなかった結果で
はないかと考えます。また、
住民の参加と合意を形成する、
ごみ行政のプロセスの弱点も
あったと考えます。

■ 7年後の選択肢は複雑

今後を考えると、①現在の
民間委託は乾式メタン発酵方
式でCO2排出が少ない、発
電にも利用でき、最終処分量
が少ないなどの利点がある一
方で、発酵不適切物は出せな
いなどの弱点があります。

②国や県の計画では広域化
が前提となっています。しか
し、「中部資源循環組合」の
教訓のとおり、建設予定地の
住民の声は無視できません。
付帯施設を含めた建設費は膨
れ上がります。何より遠距離

搬送でCO2は増大、輸送費
も増加します。国が示す画一
的で大規模施設では市町村自
治も、住民のごみ問題への意
識も粗末にされてしまっています。

■ 生ごみみたい肥化で 食と農の循環ある町へ

ごみは燃やしたり、民間委
託した時点で住民から離れて
しまうので「自分の町のごみ
をどうする」を議会も住民も
考えるべきで、町独自の処理
政策が求められます。

近年、食品残渣をたい肥化
する事業に国の補助もありま
す。「たい肥化」するコンポ
ストの例では機械・建屋入れ
て1億3千万円、補助受けれ
ば6500万円が可能です。

焼却ごみ3〜4割減で経費
節減プラス、たい肥を町内の
農家が使えば食と農の循環も
可能であり、その選択肢も含
めた合意を拡げていきます。

※ 小川地区衛生組合(小川町、嵐山町、
ときがわ町、東秩父村と滑川町)
※ 中部資源循環組合(右記に、東松山
市、桶川市、吉見町、川島町が合流。

デマンドへ動かない町政に“王手” 議会質問、署名、学習で多数派に



に、「誰もが安心してくらせる杉戸町をつくる会」(以下、つくる会)で運動してきました。

■ 町政の取繕い姿勢には 根拠を示して反論

杉戸町は人口4万4千人。30年前から巡回バスを運行してきましたが、利用者はピーク時3万数千人が直近は2万2千人と、1万人以上減少しています。原因は当初の無料から有料化等もありますが、大きな原因は利便性です。

■ 町民の実情で運動に

2コース3台、1日5〜6便では現実には使えません。病院や買物も、行きは巡回バス便でも、帰りは何時間も待つか無し!です。雨の日や荷物があれば高齢者は巡回バスでは限界です。デマンド交通(以下、デマンド)も拡げてほしいという町民世論をもと

を示しました。

③の運転手確保は、既存タクシー事業者にやつてもらえば、新たに車両を購入する必要もないし、運転手も確保でき、事業者もお客さんが増えるのでウインウインの関係でやれることを示しました。

■ 学習会、署名、町長懇談 庁内体制確立で詰め!

それでも逃げる町政に、昨年2月には、デマンドシステムを東京大学と一緒に開発した「順風路(株)」を招いて杉戸に合ったデマンド提案の学習会を開きました。町職員含め



「つくる会」のメンバー14名が、みなさんの熱い思いを町長に伝えました。

多彩な参加がありました。

8月には4千2百筆の署名を町長に提出、今年1月には鴻巣市視察、4月には実現のために何をすべきかの学習会を研究所・渡辺事務局長にお願いし、5月には町長懇談にこぎつけ、デマンドの需要検証、前記①②③の説明からも多数派の要望であることを伝え、詰めとも言える取り組みをしてきました。

地域公共交通の活性化・再生法の改正で、「地域公共交通計画」の策定(第5条)が各自自治体の努力義務になっています。実際にデマンドが導入されている自治体では計画が作られています。

行政は計画と推進する片内の体制が整わないとなかなか進まないのが通例です。

そこで、国でさえ求めている計画策定と担当課の設置を要望し、それでも拒むなら、町長に代わってもらうしかない段階にきています。

水道料金値上げ議論の前に「施設投資」の検証を

研究所副理事長 林 敏 夫

来年度に向け、少なくない市町村で料金値上げを探る動きがあるようです。理由は、①料金回収率（＝供給する単価 ÷ 料金の単価）が100を割った、②県水の値上げ（61・78→74.74円/m³）、③給水量の減少の反面で老朽化対策の必要など、様々だと思えます。

しかし、それらの議論に先立って「現在の施設能力」＝過去の施設投資が適切だったのか、過剰投資はなかったかの検証が必要です。公営「企業」と言うからには、適正な水需要予測を“自ら”行って、適正な投資を行ってきたのか、その確認から始めるべきです。

■ 国交省の計画がもとの埼玉県の計画 万m³/日

思川開発の完成で、埼玉の1日取水量	329.9
うち1日の県水受水分	260.9
うち1日の地下水取水分	58.3
うち1日の表・伏流水取水分	10.7
県営水道の1日公称施設能力	266.5
実際の県水の1日取水量	173.6
R7年度ダウンサイジング計画値	211.2
県水ダウンサイジング後+地下水・伏表流水実績	264.6
市町の実給水量（県水+地下水+伏表流水）	219.3

※思川開発で埼玉の水利権は260.9m³/日に増加。地下水の58.3m³/日、伏流水と表流水（主に飯能）10.7m³/日と合わせて329.9m³/日の水量が確保される。

しかし、市町の給水量は219.3m³/日で足りてしまう、現状では県水も173.6m³/日で足りているうえに県水自体が施設を266.5m³から211m³/日へ縮小を予定している。

必要な施設能力を決めることになり、積算に際して国や県の長期の水需給計画は各市町に重大な影響を与えます。本稿の主旨を先に言う、国土交通省の『水資源開発基本計画』は過大としか思えません。今も進行中の思川開発や、訴訟になっ

た八ッ場ダム建設を強引に継続するための積算根拠としか思えません。

埼玉県は『長期水需給の見通し』（県企画財政部土地政策課）は国の計画を推進する位置に立っています。県の『埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）』（県保健医療部生活衛生課）も基本的に国の計画に則った構想にあります。

だから大野知事も昨年12月議会で伊藤議員（共産党）の思川開発参加の見直しを求める質問には「『埼玉県長期水需給の見通し』において、必要な水道用水は毎秒約34m³と見込んでいました。これを満たすには、八ッ場ダム、思川開発事業の水資源開発施設が必要となる」とと答弁しています。でも、毎秒34m³とは1日に294万m³の給水であり、令和5年度の各市町実績219万m³/日の1・3倍以上を見込んでいる数字になります。（国交省計画では329・9万m³/日を計画している）

各市町水道の施設は、県水の受水施設、地下水採取・浄化・導水施設、配水池（タンク）、浄・配水場動力施設、配・給水管、他で構成されています。水道法は、それらの施設基準（5条）、認可基準（6条～8条）、そして事業変更（9条）などの、事業計画策定、施設能力、給水区域や施設規模の拡張・縮小にいたるまで、国・県の認可や届出が必要なことを定めています。

ここではそれらを総体的に「施設能力」ととらえて、「計画給水量」「実績給水量」からみて、①人口規模や水使用実態に合っているかを各市町で検証するための参考を提起します。

国や県の水需給計画は？市町は過大計画に翻弄か

各市町の計画は、策定にあたり「人口予測」や「1人1日給水量」をどれほどで積算するかで必要な施設能力を決めることになり、積算に際して国や県の長期の水需給計画は各市町に重大な影響を与えます。本稿の主旨を先に言う、国土交通省の『水資源開発基本計画』は過大としか思えません。今も進行中の思川開発や、訴訟になっ

(7)

国も県も市町村も今後の水需要の低下を水道事業の厳しい環境と位置づけている(各市町の『水道ビジョン』参照)のとは逆の話が平然と行われています。

ちなみに、同じ県行政でも埼玉県企業局になると少々ニュアンスが違って『埼玉県営水道長期ビジョン』(P37)では「施設能力を現在の266万5千m³/日から211万2千m³/日まで削減するダウンサイジングを実施する」としています。

施設稼働率情報を把握し 正確な実態・原因把握を

こうした追従と混乱が市町水道に持ち込まれ、**②**各市町水道

施設稼働率低位5団体の例

H16年度施設能力 対 実績給水量・率

市町名	施設能力	1日実績	稼働率
49 吉見町	20,900	10,422	49.9%
10 本庄市	67,088	35,145	52.4%
38 吉川市	36,100	19,274	53.4%
61 宮代町	19,320	10,753	55.7%
15 鴻巣市	65,500	38,230	58.4%

H26年度施設能力 対 実績給水量・率

市町名	施設能力	1日実績	稼働率
8 飯能市	52,900	26,573	50.2%
49 吉見町	20,900	10,542	50.4%
46 嵐山市	14,800	7,553	51.0%
38 吉川市	39,500	20,367	51.6%
5 行田市	50,100	26,570	53.0%

R5年度施設能力 対 実績給水量・率

市町名	施設能力	1日実績	稼働率
8 飯能市	52,900	26,325	49.8%
43 毛呂山	21,600	11,380	52.7%
46 嵐山市	13,133	7,519	57.3%
59 上里町	19,800	11,366	57.4%
15 鴻巣市	59,920	35,139	58.6%

態に合わせるため無理やり数字の操作をしたのではないかとさえ思われます。ダウンサイジングしたと言いかもしれ

の施設能力と使用実態の乖離(R5年度は、飯能49・8%、毛呂山52・7%、他の年度は左表参照)及び計画1日給水量と使用実態の乖離も見られます。(志木43・3%、宮代44・9%)※紙幅都合で表省略。必要ならメールを。数字は『埼玉県の水道』県保健医療部生活衛生課から引用。

では、**③**施設稼働率が高ければ適正運営なのか? 前記「**②**」で指摘した市町は施設能力を正直に反映した数字と思われる。

一方、施設能力が突然約3割も縮減された市町もあります(R5年度を基準に対H16年度を下表から読み取ってください)。

ません。では、これまで施設整備に投入した費用(水道料金収益が原資)はどう説明するのでしようか。すべて減価償却済みの資産だったとしても稼働率が低ければ過大投資の負担が利用者に課せられてきたことになり

さらに、**④**施設能力と云えば一般的に百のケタ(小規模なら十のケタも?)止まりのはずですが、1のケタまで表示の市町があります。これなどは給水実

績に無効水量や一定の比率を上乗せして「施設能力」として

るのではないかと心配です。いずれにしても、水道施設は住民の水道料金と借金(起債)で施設整備・拡張事業が行われ、借金も原則として水道料金で返

■ 施設能力の削減率の高い市町・企業団12団体の例

番号	市町村名	H16年度 A	H26年度1日施設能力 m ³ /日 B	対H16 B÷A	R5年度1日施設能力 m ³ /日 C	対H16 C÷A	対H26 C÷B
2	川越市	165,500	165,500	100.0%	115,500	69.8%	69.8%
4	川口市	295,900	280,100	94.7%	204,800	69.2%	73.1%
7	所沢市	172,000	172,000	100.0%	119,239	69.3%	69.3%
13	狭山市	85,000	85,000	100.0%	59,056	69.5%	69.5%
33	蓮田市	33,000	33,000	100.0%	20,403	61.8%	61.8%
35	幸手市	31,600	31,600	100.0%	18,540	58.7%	58.7%
38	吉川市	36,100	39,500	109.4%	27,700	76.7%	70.1%
44	越生町	8,400	8,400	100.0%	5,965	71.0%	71.0%
45	滑川町	9,100	9,100	100.0%	6,717	73.8%	73.8%
58	神川町	8,700	9,540	109.7%	5,806	66.7%	60.9%
	越谷松伏	158,800	154,000	97.0%	101,282	63.8%	65.8%
	桶川北本	71,200	51,600	72.5%	48,600	68.3%	94.2%
受水団体全体		3,528,311	3,481,916	98.7%	2,940,400	83.3%	84.4%

済するわけですから、水道料金の値上げ議論の前に**⑤**「施設建設の過去」「現在の施設実態」「将来の計画」に関する情報を分かりやすく公開し、住民の納得のいく議論をもとに検討する必要があります。

紙幅の都合で省略した事や国、県計画の過大さと影響については次号でお伝えします。

★ 会員のみなさんにはH16、H26、R5年の各市町・企業団(54+秩父広域)の集計表(エクセル)

を提供します。必要な方は右記に空メールを送ってください。 info@saitama-jitiken.com

(研究

地下水「ガバナンス」の概念に共鳴



住民と自治
7月の特集は、
「地下水が危
ない―共有財産

となっているが、日常生活では
「地下」や「地下水」について
あまり意識されていないのが現
状である。

本特集で特に印象に残ったの
は、「地下水ガバナンス」とい
う概念であった……

として地下水を守るために」
であり、地域の実践的な取組み
も含め、様々な角度から「地下
水」について報告されていた。

地下水は、地盤沈下だけでな
く、地下水位の低下や湧き水・
井戸の枯渇、地下水塩水化、鉄
筋コンクリート物の塩害など、
開発に伴う障害は後を絶たない。

また、都市部を中心に、地下
鉄、地下道路、地下街と、地下
の活用が進み、県内でも浦和や
大宮駅周辺で大規模再開発が進
行中である。

古くから、地下水の利用権は
土地の所有者にあるとされ、障
害が発生するたびに、その対応
策として利用を進めるための制
度が整備され、保護するための

こうした大規模再開発に伴い、
地下には上下水道などの様々な
インフラが整備され、現在では
地下活用は生活に不可欠なもの

制度が欠如していた。そのため
保護が後手に回った結果、様々
な障害が次々に発生する。
地下水は、土地所有者だけで

なく、地域全体の共有財産であ
る「公水」としての認識に立ち、
自治体が管理する必要がある……
といった概念である。

地盤沈下の発生は地下水の揚
水量と大きく関係し、地下水の
汚染は地層の状況とも関連があ
るとされている。

そこで、「公水」を管理する
自治体には、地下水及び地層等
の状況を定期的に調査分析して
結果を公表する役割が求められ
ることになる。

そのうえで、地下水の利活用
及び保全について、地権者、利
活用者及び当該地域住民の意見
を踏まえて地下水の管理計画を
策定する必要がある。

一方で、「地下水の保全」の
ために「資源の適切な利活用」
は不可欠であり、国及び地方自
治体は、必要な法律や条例の整
備を進め、「地下水ガバナンス」
を踏まえた役割を果たさなければ
ならない。未来に向けた大切な
視点を提起する特集であった。

編集後記

通常『そよ風』は四半期ごと
に発行し、他の月は『所報』を
お届けしていました。今回は総
会シンポの特集第2弾の報告を
同じスタイルでお届けするため
に連続発行になりました。次号
からは従来通りとします。

さて、総会シンポで平野理事
長は、コロナ期の学校9月入学
制度をあげて、あれだけ話題に
なったのに今は誰も言わない、
だいたい「はやり物は危ないが
続かない」と語られ、地方自治・
住民自治を脅かす厳しい環境も
あるが、可能性をどう活かすか
が大切、と呼びかけました。

あれから2カ月、文字通りそ
んな社会状況もあります。しか
し、住民のため、地域のため、
環境や平和のためを見失えば人
心は離れることになるでしょう。
先日の理事会では福重理事の
尽力で新たな運営基盤ができ、
また自治体職員などの会員加入
も報告されました。研究所がめ
ざす分権と自治は民主主義と人
権擁護の源です。働き、暮す県
民が研究所事業に参加する機会
を拡げる工夫が、改憲をも遮断
する力になるはずです。